

令和8年度第1回食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

◎日時

2026年5月19日 14時00分～15時43分

◎場所

現地及びオンライン会議

事務局設置場所:中央合同庁舎第4号館 12階共用1203 会議室
(東京都千代田区霞が関3-1-1)

◎出席者（五十音順・敬称略）

大山和俊、折戸謙介、加藤くみ子、近藤麻子、須恵雅之、瀧本秀美、田口貴章、堤智昭、中島美紀、野田隆志

◎事務局

及川仁 消費者庁食品衛生・技術審議官

高江慎一 消費者庁食品衛生基準審査課長

境啓満 消費者庁食品衛生基準審査課残留農薬等基準審査室長 ほか

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから「食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本部会は、オンラインと対面を組み合わせで開催し、ライブ配信による動画中継での公開にて行わせていただきます。

はじめに、本日の委員の皆様の出欠状況を御報告いたします。

本日は、加藤委員から1時間程度遅れての御参加との御連絡をいただいております。現時点で、農薬・動物用医薬品部会の委員10名中9名の御出席をいただいております。部会委員総数の過半数に達しておりますので、食品衛生基準審議会令第6条の規定により、本日の部会が成立していることを御報告いたします。

なお、大山委員、折戸委員、加藤委員、近藤委員、須恵委員、瀧本委員、田口委員、中島委員、野田委員は、オンラインでの御参加でございます。

続きまして、利益相反の状況について御報告いたします。

本日御審議いただく品目の関連企業等からの過去3年間における寄附金等の受け取りについて、事前に各委員に確認を行ったところ該当はございませんでした。

それでは、以後の議事進行については、堤部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○堤部会長 部会長の堤と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

○事務局 資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、「議事次第」、「委員名簿」、「オンライン会議の事前共有事項」のほか、資料1から5、「部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱い案」を御準備しております。

このうち、資料1-1から資料5-1が、本日御審議いただく各品目の報告書案、資料1-2から資料5-2が、各品目の食品安全委員会の通知書又は評価書でございます。

お手元の資料に不足等ございましたら、事務局にお申しつけください。

また、会議の進め方の留意事項になりますが、オンラインで御参加の先生方におかれましては、本日の会議の進行については、「オンライン会議の事前共有事項」に沿って進めますので、接続トラブルがあった場合等、御確認をよろしくお願いいたします。

審議中に御発言いただく際は、マイクをオンにして御発言いただき、御発言が終わりましたらマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、チャット機能にて御連絡いただきました場合にも随時対応いたしますので、必要に応じて御活用ください。

事務局からは以上でございます。

○堤部会長 ありがとうございます。

それでは、早速審議に入りたいと思います。 本日は、議題1として、農薬及び動物用医薬品1品目、農薬4品目の審議を行います。

なお、部会資料の作成に当たりましては、関係委員の先生方に御検討いただき、事前にいただいた意見を踏まえた上で本日の資料としています。

それでは、議題1の農薬及び動物用医薬品「イミダクロプリド」の審議に入りたいと思います。事務局から資料の説明をお願いいたします。

○事務局 資料1-1を御覧ください。

本品目については、農薬取締法に基づく再評価に係る連絡がなされたこと、及び適用拡大申請に伴う基準値設定依頼がなされたこと、並びに関連企業等からのインポートトレランスに係る要請がなされたことから御審議いただくもので、平成28年12月部会以来、6回目の審議となります。

1ページ、「1. 概要」です。前回部会での分類は農薬のみでしたが、今回は農薬及び動物用医薬品となります。農薬としての用途は、クロロニコチニル系殺虫剤です。動物用医薬品としての用途は、寄生虫駆除剤です。詳細については記載のとおりです。

続いて、「2. 適用の範囲及び使用方法」です。農薬としての国内及び海外における適用の範囲及び使用方法是別紙1にお示ししており、後ほど御確認いただきます。動物用医薬品

としては、①では、国内での使用方法をお示ししております。今回、②の海外での使用方法として、魚類に係る残留基準の設定について、インポートトレランスに係る要請がなされ、イミダクロプリドを有効成分とする薬浴剤として、タイセイヨウサケ及びニジマスに使用されるものです。

3ページ、「3. 代謝試験」です。前回部会では、代謝試験の記載はなく、植物代謝試験及び家畜代謝試験を追記しております。植物代謝試験においては、水稻等で実施されており、可食部で親化合物の残留が認められ、10%TRR以上認められた代謝物は記載のとおりです。家畜代謝試験においては、泌乳山羊及び産卵鶏で実施されており、一部の組織を除き、親化合物の残留が認められています。10%TRR以上認められた代謝物は記載のとおりです。代謝物略称一覧をお示しし、作物残留試験の分析対象、規制対象及び暴露評価対象となっている代謝物の構造式を明記しております。

続いて5ページ、「4. 作物残留試験」です。国内の分析の概要については、前回部会では、親化合物のイミダクロプリド本体のみを記載しておりましたが、今回、ほうれんそう等で、イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物、総イミダクロプリド濃度も測定されております。分析対象物質としては、イミダクロプリド、総イミダクロプリド（イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物）、代謝物M01、代謝物M04です。②の分析法の概要については記載のとおりです。次に、海外の分析の概要についてです。分析対象物質について、国内のii）と同様で②分析法の概要については記載のとおりです。

続いて、「(2)作物残留試験結果」です。国内の作物残留試験については、なんてん、ほうれんそう等の試験成績を追加し、概要は別紙2-1にお示ししております。米国の作物残留試験については、キャベツ、ブロッコリーなどの試験成績を追加し、概要については、別紙2-2及び別紙2-3にお示ししております。後ほど御確認いただきます。

次に、9ページ、「5. 畜産物における推定残留濃度」では、(1)の分析の概要、(2)の家畜残留試験については大きな変更はなく、記載整備をし、(3)の飼料中の残留農薬濃度では、鶏の最大飼料由来負荷及び平均的飼料由来負荷の値が新たに算出され、(4)の推定残留濃度では、牛、鶏について、表3-1及び表3-2にそれぞれお示ししております。

続いて12ページ、「6. 動物用医薬品の対象動物における残留試験」が実施されており、お示ししております。分析の概要①分析対象物質はイミダクロプリドです。②分析法の概要については記載のとおりです。(2)の家畜残留試験においては、対照動物であるタイセイヨウサケ及びニジマスを用いて試験がなされ、13ページから15ページの表4から表8にてイミダクロプリド濃度の結果をお示ししております。

次に16ページ、「7. 許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の評価」です。

ADIについては、前回から変更はございません。ARfDについては、0.1 mg/kg体重/日から今回0.077 mg/kg体重/日と設定されています。

続いて、「8. 諸外国における状況」については記載のとおりで、JECFAにおける毒性評

価がなされ、2024年にADI及びARfDが設定されております。国際基準は全ての魚類に設定され、追記しています。

17ページ、「9. 残留規制」「(1)残留の規制対象」です。残留の規制対象については、農作物、はちみつ及び魚類にあつてはイミダクロプリドとし、畜産物にあつてはイミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物とする案といたしました。選定理由は記載のとおりです。(2)の基準値案の別紙3については、後ほど御説明いたします。

次に、「10. 暴露評価」です。「(1)暴露評価対象」については、前回審議時には記載がなく、今回、農産物及び畜産物にあつては、イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物とし、魚類にあつては、イミダクロプリドとする案といたしました。選定理由は記載のとおりです。

18ページ、「(2)暴露評価結果」「①長期暴露評価」です。TMDI試算からEDI試算による評価へ変更しておりますが、一番高い幼小児でADI比33.7%の占有率となっております。こちらの詳細は別紙4で御確認いただきます。「②短期暴露評価」では、ARfDを超えていないことを確認しています。こちらについても後ほど別紙5-1及び別紙5-2にて御確認いただきます。

それでは、別紙について御説明いたします。19ページからが、別紙1-1の国内の適用の範囲及び使用方法です。今回、変更申請及び基準設定依頼のあった適用の範囲及び使用方法を網掛けでお示ししております。30ページからの別紙1-2の海外、米国での適用の範囲及び使用方法です。基準値設定依頼のあった適用の範囲及び使用方法を網掛けでお示ししております。なお、適用の範囲及び使用方法については、米国での農薬の使用においては、基準値等は変わらないものの、使用量、使用時期が変更されており、これを反映した記載となっております。

32ページ、別紙1-3はEUでの適用の範囲及び使用方法です。33ページからの別紙2-1は国内の作物残留試験成績の一覧です。今回新たに提出された作物残留試験成績を網掛けでお示ししております。基準値設定の根拠となる親化合物の残留濃度とともに、暴露評価対象となる代謝物の残留濃度の合計（総イミダクロプリド）を記載しておりますが、代謝物の残留濃度が得られていない作物については、欄外の注釈にお示しした算出方法により残留濃度を推定しております。

39ページからの別紙2-2が米国における作物残留試験成績の一覧です。今回新たに提出された作物残留試験成績を網掛けでお示ししております。設定の根拠等では、暴露評価に使用されているため、△でお示ししております。

基準値設定根拠については、米国が企業から提出された作物残留試験成績を総合的に考慮して基準値を設定していることから、イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物（総イミダクロプリド）とする米国の規制対象を、国内の規制対象イミダクロプリドのみの残留濃度に換算するため、換算係数を算出し、米国の基準値にその換算係数を乗じて、米国の基準値案としております。後ほど別紙3にて御確認いただきます。

50ページの別紙2-3は、EUにおける作物残留試験成績の一覧です。

続いて、51ページからが別紙3、基準値案です。

基準値が変更され見直した食品について、太枠の四角囲いで示しています。農薬の登録申請等に伴い、基準値設定依頼がなされているものについては申の文字、ITについては、海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請がなされたものです。

基準値現行の国際基準及び米国基準を参考とする食品については、国内の規制対象は、農作物にあつてはイミダクロプリド（親化合物のみ）とされているのに対し、国際基準及び米国基準の規制対象は、総イミダクロプリド（イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物）とされ、これらを踏まえ、植物代謝試験データより、各作物の換算係数を0.7と算出し、国際基準または米国基準に換算係数を乗じて、それぞれの基準値を算出しておりましたが、その使用方法、特に収穫前日数の異なる作物の残留試験データが基準値設定に用いられていることから、今回は、参照できる国内の作物残留試験成績及びJMPRの評価書に記載のある作物残留試験成績を考慮して換算係数の見直しをいたしました。

お伝えしておりますように、参考基準値の国際基準及び米国基準を参考とする食品については、総イミダクロプリド（イミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物）を規制対象としております。\$の記号を付してお示しいたしました。

農産物について、国内の規制対象であるイミダクロプリドのみの残留濃度を推定するため、国際基準及び米国基準でイミダクロプリド単体の残留濃度の試験成績がない食品については、総イミダクロプリド濃度からイミダクロプリド濃度を算出する係数を割り出し、国際基準または米国基準に、収穫前日数、使用方法等ができるだけ近い作物の換算係数を乗じて、それぞれ基準値を設定いたしました。詳細については、欄外の\$1から\$14の方法により基準値を算出いたしました。御確認ください。

\$15から\$18については、イミダクロプリド単体の濃度と総イミダクロプリド濃度の両者のデータが存在するJMPRの評価書の作物残留試験成績からデータを参照し、換算係数は用いず、基準値を設定しております。

ほうれんそう等については、ARFDの見直しに伴い使用方法が変更され、新たに提出された作物残留試験成績により基準値を設定いたしました。加えて、蜜源作物に農薬適用があることから、はちみつに基準値を設定いたしました。

米国基準を参考とする食品の作物残留試験成績等にお示ししている残留試験データについては、暴露評価に用いた成績となっております。動物用医薬品のIT申請については、国際基準を参照し、魚類に基準値を設定しています。

55ページからの別紙4は長期暴露評価の詳細で、推定摂取量の結果を示しております。

58ページからの別紙5-1、別紙5-2が短期暴露評価の推定摂取量の詳細を示しています。

最後に、65ページが答申（案）です。

事務局からの御説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○堤部会長　ありがとうございました。

本品目ですが、本部会におきまして6回目の審議になります。今般は、農薬の再評価のほか、適用拡大に伴う基準値設定依頼及びインポートトレランス申請に伴い審議するものになります。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず「1. 概要」になりますが、こちらは分類として(2)の動物用医薬品が追加されたということと、あとIUPAC名について記載整備したということです。

こちらについて、委員の先生方、よろしいでしょうか。

それでは、次に行きます。次の「2. 適用の範囲及び使用方法」になります。こちらですが、国内の農薬としての使用の範囲及び使用方法につきましては、別紙1-1の19から29ページに記載されておりまして、今回の変更申請及び基準値設定依頼のありましたものに網掛けされておりまして、同様に、海外のものにつきまして、別紙1-2と1-3、30から32ページになりますが、こちらにも追加のあったものに網掛けされておりまして、

また本文の2ページに戻っていただきたいのですが、動物用医薬品としての使用方法が2から3ページに追記されておりまして、①については、国内のもので、全畜産動物を対象にした使用方法が追記されておりまして、また、3ページでは、②として海外の使用方法、こちらは魚類における薬浴剤としての使用が新しく記載されておりまして、こちらについていかがでしょうか。先生方、御意見等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の「3. 代謝試験」に移りたいと思います。

3ページ目ですが、こちらは新しく追記されたものになります。

(1)の植物代謝試験では、説明がありましたように水稻で実施されておりまして、可食部で親化合物のほか残留が認められたものとしましては、記載の代謝物があったということです。

また、(2)の家畜代謝試験では、泌乳山羊と産卵鶏で実施されておりまして、一部を除き親化合物の残留が認められ、10%TRR以上認められた代謝物については、こちらも記載されているとおりのようになっています。

こちらですが、委員の先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次に5ページの「4. 作物残留試験」に移りたいと思います。

こちらは記載が追記されておりまして、国内の作物残留試験の分析対象物質につきまして、前回は親化合物イミダクロプリドのみでしたが、今回総イミダクロプリドと代謝物M01と04が追記されておりまして、それに伴いまして、分析法の概要も記載されておりまして、

ページをめくりまして、海外の作物残留試験が8ページになります。こちらにつきましても記載整備がされておりまして、国内のものと海外、EUと米国について記載されておりまして、

作物残留試験は(2)の9ページの上のほうですが、作物残留試験結果につきましては、別

紙2-1、33ページに示されておりますが、先ほど説明がありましたように、暴露評価が代謝物を含む総イミダクロプリドとなっておりますので、代謝物が測定されていない農作物につきましては、代謝物が測定されている農作物のデータ、国内のものやMPRのものより換算係数を算出しまして、それを用いて総イミダクロプリド濃度を算出しているとのことです。

海外の作物残留試験結果は、米国につきましては、別紙2-2、39から49ページ、EUにつきましては、50ページに示されているかと思います。

こちらにつきまして、委員の先生方、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、「5. 畜産物における推定残留濃度」、9ページに移りたいと思います。

(1)分析法の概要と(2)家畜残留試験（動物飼養試験）については、10ページの表1と表2に記載されておまして、データ自体は前回と同じですが、記載整備が行われております。

(3)の飼料中の残留農薬濃度に、鶏の最大飼料由来負荷と平均的飼料由来負荷などが新たに記載されているかと思います。

11ページの(4)推定残留濃度では、牛については表3-1、鶏について12ページの表3-2で推定残留濃度が計算されているかと思います。

こちらについて、委員の先生方、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の12ページの「6. 動物用医薬品の対象動物における残留試験」に移りたいと思います。こちらは新しく追記されたものになります。

(1)分析の概要につきましては、親化合物のみが対象となっており、その分析法が記載されております。

(2)家畜残留試験ですが、タイセイヨウサケとニジマスを用いた試験が実施されております。表4から表8までにその試験結果が掲載されておりますが、実際には表8、15ページになりますが、こちらの試験結果を用いて、基準値等、暴露評価に使う値が算出されております。

こちらについて、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次に「7. 許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の評価」に移ります。

ADIは変更ないとのことで、ARfDが前回より変更になっており、前回は0.1でしたが、今回0.077 mg/kg体重に変更になっております。こちらについてもよろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の「8. 諸外国における状況」に移りたいと思います。

こちらは動物薬としての更新がありまして、JECFAで毒性評価が行われまして、2024年にADIとARfDが設定されているとのことです。また、国際基準も全ての魚類に設定されているとのことです。こちらについても、委員の先生方、よろしいでしょうか。

それでは、次に17ページの「9. 残留規制」に移りたいと思います。

残留の規制対象につきましては、農作物は変更なしですが、はちみつと魚類が追記されておまして、親化合物のみとされており、選定理由の記載整備がされております。

また、基準値案につきましては、別紙3、51から54ページになりますが、基準値設定依頼があったものやIT申請、そのほか多くの食品の基準値案が変更になっているかと思います。

国際基準や米国の基準値を参照している食品につきましては、先ほど説明もありましたが、日本の規制対象と異なるということで、大部分につきましては日本やJMPRの作物残留試験から換算係数を算出して、それを用いて基準値案を算出しているとのことでした。

また、魚介類につきましては、国際基準を参照しまして基準値案としているとのことでした。

こちらにつきまして、委員の先生方、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次に「10. 暴露評価」に移りたいと思います。

暴露評価につきましては今回新たに設定されたもので、農作物、畜産物について、親化合物と6-クロロピリジル基を有する代謝物、魚類につきましては親化合物のみとされており、選定理由が記載されております。

18ページ、①長期暴露評価は、EDI試算の結果、ADIに対する占有率は、一番高いもので幼小児の33.7%となっております。

また、②短期暴露評価についても、ARfDを下回っているとのことでした。

長期暴露評価の詳細につきましては、別紙4、55から57ページ、短期暴露評価につきましては、その後の58から61ページに詳細が記載されております。

こちらについて、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

そのほか全体を通して御意見等がございましたらお願いいたします。

大山委員、よろしくお願いいたします。

○大山委員 幾つか誤記を確認したいのですが、7ページ目、代謝物の分析の項目番号が。

○堤部会長 v と iv が入れ替わっているということでしょうか。

○大山委員 そのとおりです。

○堤部会長 こちらは事務局で修正させていただきます。

○大山委員 それから、15ページの表8なのですが、タイトルはニジマスと書いてあるのですが、その上の③はタイセイヨウサケと書いてあって、これはサケが正しいのでしょうか。

○堤部会長 これはタイセイヨウサケが正しいような気がするのですが、いかがですか。

○事務局 タイセイヨウサケです。すみません。

○堤部会長 大山委員、ありがとうございます。タイセイヨウサケが正しいということで、修正させていただきます。

○大山委員 もう一点、35ページのまくわうりなのですが、設定の根拠のところの◎が見え消しのように見えるのですが。

○堤部会長 これは見え消し線を外すということでよろしいですか。

○大山委員 これは使われていないのではないですか。

○堤部会長 それでは、空欄になるということですね。大山委員、こちらは空欄ということで、修正させていただきます。

○大山委員 お願いします。あと1つ、質問なのですけれども、別紙1-1、例えば25ページで、ピーマン、他もそうなのですけれども、作物名のところにだけ網掛けがしてあるのですけれども、この理由はどういう意味合いになるのでしょうか。

○事務局 最初は括弧書きで記載があったのを削除したということです。括弧書きでピーマン及びとうがらし類に、内容は忘れたのですが、括弧書きがあったものを削除したということです。

○堤部会長 追記があったということですか。野田委員、よろしくお願いします。

○野田委員 実はここは括弧書きで施設栽培になっておりまして、イミダクロプリドというのは、ネオニコチノイド系は従来、ミツバチとかヤセバチの影響があるものですから、例えば施設栽培に限定するとか、使用場所が限定されて登録がされていたのですが、今般の適用拡大でそれが外れましたので、「施設栽培」という文言が消えたという関係になっております。

○堤部会長 野田委員、ありがとうございました。大山委員、今の回答でよろしいでしょうか。

○大山委員 分かりました。では、それぞれそういうものについては同じような理由ということで理解してよろしいのですか。ほかにも結構あるのです。

○堤部会長 ほかに食用ぎくなども同じ理由と思われます。

○大山委員 ありがとうございます。以上です。

○堤部会長 大山委員、ありがとうございます。一応事務局のほうで確認した上でもう一度確認したいと思います。そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、大山委員にコメントいただきましたので、御確認いただいた修正をもって確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堤部会長 ありがとうございます。それでは、確定させていただきます。

それでは、次に農薬「クロロタロニル」の審議に入りたいと思います。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 資料2-1を御覧ください。「クロロタロニル」について説明させていただきます。

食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値、いわゆる暫定基準の見直し等について、食品安全委員会において、厚生労働大臣からの依頼に伴う食品健康影響評価がなされ、平成30年に部会にて審議されましたが、その後、農林水産省から適用拡大申請等に伴う基準設定依頼がなされたことから、今回改めて御審議いただくものです。

なお、当該基準値設定依頼に当たっては、毒性や代謝物に関する新たな知見の提出がな

く、既存の食品健康影響評価の結果に影響はないと考えられることから、本部会での審議後に内閣総理大臣から食品安全委員会に対して食品健康影響評価の要請を行うこととしております。

まず、「1. 概要」です。クロロタロニルは殺菌剤です。用途や化学名や構造式などについては記載のとおりです。

2ページ目の「2. 適用の範囲及び使用方法」については、今回、新規製剤の登録及び既存製剤の適用拡大申請がありました農作物について、追加がありましたので、それらについては後で別紙1で御説明申し上げます。

「3. 代謝試験」は記載のとおりで、レタス及びにんじんの結果等を記載しております。

また、家畜代謝試験については、放射性同位体標識されたクロロタロニル及び代謝物1を用いた試験について記載しております。

3ページ、「4. 作物残留試験」については、基準設定に用いられた作物残留試験の分析法を記載し、今回追加のあったアスパラガス、トマト等の試験成績を追記してあります。

4ページ、「5. 畜産物における推定残留濃度」については、乳牛については各種濃度のクロロタロニル及び代謝物1を投与した残留濃度を記載しております。また、産卵鶏につきましては、5ページに記載しましたように、放射性同位体標識したクロロタロニル及び代謝物1の残留濃度を記載し、これらの試験成績と飼料中の残留農薬濃度から、代謝物1の推定残留濃度を記載しております。

6ページ、中段ですけれども、「6. 許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の評価」、食品安全委員会によるクロロタロニル及び代謝物1に対する評価結果を記載しております。ADI及びARfDともに、クロロタロニル及び代謝物1に対して個別に評価されており、これらの値をクロロタロニル及び代謝物1のおおのの暴露評価に用いております。

8ページ、「7. 諸外国における状況」として、国際基準並びに主要5か国において基準値が設定されていることを記載しております。

「8. 残留規制」の「(1) 残留の規制対象」につきまして、これまでと同じく、農産物及びはちみつについてはクロロタロニル、畜産物については代謝物1としました。選定理由は記載のとおりです。基準値案につきましては、後ほど別紙3によって御説明いたします。

9ページ、「9. 暴露評価」の「(1) 暴露評価対象」につきまして、農産物についてはクロロタロニル及び代謝物1とし、畜産物については代謝物1としました。選定理由は記載のとおりです。

長期暴露評価結果につきましては、後ほど別紙4-1及び4-2で詳細を御確認いただきますが、クロロタロニル及び代謝物1に対し、個別にADIが設定されていることから、おおのの値に対して評価を行い、クロロタロニルについてADI比は最も高い幼児でも78.5%、代謝物1に対して17.9%となりました。

また、短期暴露評価につきましても、別紙5-1及び5-2にクロロタロニル、別紙5-3、5-4に代謝物1としてまとめましたように、国民全体（1歳以上）及び幼児（1から6歳）のそ

それぞれの化合物における摂取量は、ARfDを超えていないことを確認しております。

次に、11から23ページの別紙1が国内の適用の範囲及び使用方法になります。

適用拡大申請がなされたアスパラガス、トマト等の使用回数の変更、ミニトマトの使用方法及び新規配合剤の追加などについて網掛けしております。

続いて、24から41ページ、別紙2が作物残留試験成績で、今般追加された試験成績を網掛けで示しております。今回、農作物につきましては、親化合物に加えて代謝物1を暴露評価対象としたことから、JMPR評価書あるいは代謝試験の結果から、クロロタロニルと代謝物1の換算係数を算出し、代謝物1の残留濃度を算出しました。また、りんご代謝試験の結果から、仁果類の代謝物1の残留は0.01未満とし、また、もも及びすももについては、JMPRの2015年版に記載されている結果から、代謝物1の残留は0.01未満といたしました。

続いて、42ページになります。別紙3の基準値案について御説明いたします。

暫定基準については網掛けをしております。その見直しを行うことで、現在登録のない作物については基準値を削除するとともに、国内作物残留試験成績が提出された作物及び国際基準が設定されている作物については、基準値を設定しています。

また、かぼちゃ、メロン類果実及びすいか及びその他のうり科野菜については、メロン類グループとして基準値を選定しております。

次に、46ページ目以降の別紙4-1にクロロタロニル、別紙4-2に代謝物1の長期暴露評価結果を示しております。

さらに、別紙5-1及び5-2にクロロタロニル、及び別紙5-3及び5-4に代謝物1の短期暴露評価の結果を示しております。

最後の58ページ目以降が答申案となっております。

事務局からは以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○堤部会長　ありがとうございます。

本品目ですが、平成30年5月部会におきまして、暫定基準の見直し等に関わる審議後に、農水省から基準値設定依頼がなされたことで、事務局で整理を行った上で、引き続き審議を行うものになりますので、前回審議時からの変更点を中心に審議を進めたいと思います。

事務局から説明もありましたとおり、本部会での審議後に食品健康影響評価の要請を行うというこのことです。

それでは、順を追って審議を行いたいと思います。

まず、「1. 概要」ですが、こちらは変更なしということですので、次に行きたいと思います。

2ページ目の「2. 適用の範囲及び使用方法」になりますが、こちらは新規製剤の登録と既存製剤の拡大申請が追加されております。

別紙1、11ページからですが、こちらに適用拡大申請があったアスパラガス、トマト、ミニトマト、16、17ページになるかと思いますが、網掛けが追加されているかと思いますが。

こちらについて、委員の先生方、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の「3. 代謝試験」に移ります。こちらは新たに追加されたもので、食物の代謝試験についてはレタスやにんじんなどで実施されておりまして、親化合物のみが認められたとのことですが、後作物の代謝試験では、親化合物のほか代謝物1が認められたとのことでした。

「(2)家畜代謝試験」では、泌乳山羊や産卵鶏で実施されておりまして、親化合物は認められずに、代謝物1が認められたとのことでした。

さらに、代謝物1を用いた代謝試験も実施されておりまして、可食部で認められたものは代謝物1のみとのことでした。

こちらにつきまして、委員の先生方、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の「4. 作物残留試験」、3ページ目のほうに移りたいと思います。

こちらは今回追加がありましたアスパラガス、トマトなどの分析法が追記されておりまして、次の4ページの「(2)作物残留試験結果」につきましては、別紙2、24ページから記載されておりまして、今回、農作物におきまして代謝物1を暴露評価としたことから、JMPRあるいは代謝試験を基にしまして、親化合物からの代謝物1への換算係数を求めて、これを用いて代謝物1の濃度を算出しているとのことでした。

こちらにつきまして、委員の先生方、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

なければ、4ページの「5. 畜産物における推定残留濃度」に移りたいと思います。

こちらの分析の概要につきましては、対象物の変更はなく、記載整備のみとされております。

家畜残留試験ですが、①乳牛を用いた残留試験になりますが、こちらでは親化合物と代謝物1を投与したときの代謝物1の濃度が表1、5ページのほうに記載されているかと思っております。

また、②産卵鶏の試験につきましては、アイソトープラベルをした親化合物及び代謝物1の代謝試験が行われているとのことでした。

下のほうの「(3)飼料中の残留農薬濃度」に記載されております最大及び平均的飼料由来負荷を用いまして、代謝物1の推定残留濃度を算出しておりまして、その結果が6ページの(4)の表2に牛の結果、表3に鶏の結果が示されているかと思っております。

こちらにつきまして、委員の先生方、御意見等ございますか。

大山委員、よろしくお願いいたします。

○大山委員 5ページの産卵鶏の代謝試験のところなのですが、**「肝臓からは」**と書いてある一番最後のセンテンスなのですが、濃度の単位の「eq」の挿入位置は「mg」の後に入れていただければと思います。卵黄についても同じです。

○事務局 分かりました。修正いたします。

○堤部会長 ありがとうございます。こちらのほうは修正させていただきます。

そのほかの委員の先生方で何かございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次に6ページ目の「6. 許容一日摂取量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)

の評価」に移りたいと思います。こちらの代謝物についてもADIとARfDが設定されていると
のことですが、変更がないということですので、次に行きたいと思います。

次が8ページ、「7. 諸外国における状況」です。こちらは主要5か国での基準値が設定さ
れている作物が追記・変更されたとのことですが、委員の先生方、こちらよろしいでし
ょうか。

ないようでしたら、次の「8. 残留規制」に移りたいと思います。「(1)残留の規制対象」
については変更はなく、農作物とはちみつについては親化合物、畜産物については代謝物
1となっており、選定理由が記載整備されております。

「(2)基準値案」につきましては、別紙3、42ページから示されておりまして、暫定基
準のもの、グレーのものですが、これの見直しが行われ、登録のない食品については基準
値が削除され、作物残留試験が提出されているものや国際基準を採用したものについては
基準値案を設定したとのことです。また、かぼちゃやメロン、すいか等につきましては、
グループとして基準値案を設定したとのことです。

こちらについて御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、9ページ目の「9. 暴露評価」のほうに移りたいと思います。

「(1)暴露評価対象」につきましては変更がありまして、農作物については親化合物と代
謝物1、畜産物については代謝物1のみとなっております。選定理由が記載整備されてお
ります。

「(2)暴露評価結果」になりますが、こちらは親化合物と代謝物1が個別に毒性評価され
ていることから、暴露評価についても別々に行われております。

長期の暴露評価結果では、表に示しましたとおり、ADIに対する割合は親化合物で幼小児
が最大で78.5%、代謝物1が、同じく幼小児が最大で17.9%となっております。

また、短期暴露評価につきましても、いずれもARfDを下回っているとのことです。

長期暴露評価の詳細につきましては、親化合物が別紙4-1、代謝物1が別紙4-2に示されて
おります。

また、短期暴露評価の詳細につきましては、親化合物が別紙5-1と5-2、代謝物1が別紙5-
3と5-4に示されております。

こちらについても、委員の先生方、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、全体を通しまして御意見等がございましたらお願いいたします。よろしいで
しょうか。

それでは、大山委員に御確認いただいた修正をもって確定させていただきたいと思いま
すが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堤部会長 ありがとうございます。それでは、確定させていただきます。

それでは、次に農薬「トルフェンピラド」の審議に入りたいと思います。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 資料3-1を御覧ください。

本剤については、食用ぎくへの適用拡大に伴う基準値設定依頼について御審議をいただくもので、令和3年以来、5回目の審議となります。

今回の基準値設定依頼に当たって、企業から毒性や代謝に関する新たな知見の提出がなく、既存の食品健康影響評価の結果に影響はないと考えられることから、本部会での審議の後に、食品安全委員会に対して食品健康影響評価の要請を行うこととしています。

部会報告書案につきましては、追加提出資料に基づき、前回からの変更点を取りまとめて作成しており、前回審議の部会報告書を添付資料1として本部会報告書案に添付しておりますので、適宜御参照願います。

それでは、1ページ目、本品目の概要です。本剤は、ピラゾール環を有する殺虫・殺ダニ剤で、構造式等については、前回部会から変更はございません。

続いて、「2. 適用の範囲及び使用方法」については、追加がありますので、別紙1で後ほど御説明いたします。

続いて、「3. 代謝試験」です。(1)植物代謝試験においては、前回部会から変更はございません。(2)JMPRより泌乳山羊及び産卵鶏で実施された家畜代謝試験においては、親化合物のほかに10%TRR以上残留した代謝物は記載のとおりでありました。2ページ目に、代謝物等の略称の一覧表と残留の分析対象、残留の規制対象及び暴露評価対象となった代謝物の構造式を示しております。

続いて、「4. 作物残留試験」についてです。今回、国内にて新たに提出された食用ぎく及び茶の分析法を3ページに示しております。(2)作物残留試験結果については、別紙2にて後ほど御説明いたします。

続いて、「5. 畜産物における推定残留濃度」については、乳牛を用いた家畜残留試験の結果を表1に、表2に推定残留濃度をお示ししています。

6ページ目、「6. 許容一日摂取量(ADI)及び急性参照用量(ARfD)の評価」については、記載の変更はございません。

7ページ目、「7. 諸外国における状況」及び国際基準については、2021年にたまねぎ、ばれいしょ及び畜産物等の国際基準が更新され、主要5か国について調査した結果、記載のとおり基準値が設定されておりました。

「8. 残留規制」です。規制対象は、農産物及びはちみつにあってはトルフェンピラドとし、畜産物にあってはトルフェンピラド、代謝物PT-CA（抱合体を含む。）及び代謝物OH-PT-CA（アルカリ加水分解により代謝物OH-PT-CAに変換される代謝物を含む。）としております。選定理由は記載のとおりで、基準値案を別紙3にて後ほど御説明します。

「9. 暴露評価」です。農産物及びはちみつにあってはトルフェンピラドとし、畜産物にあっては、トルフェンピラド、代謝物PT-CA（抱合体を含む。）及び代謝物OH-PT-CA（アルカリ加水分解により代謝物OH-PT-CAに変換される代謝物を含む。）としております。選定理由は記載のとおりです。

続いて、「(2) 暴露評価結果」を示します。1の長期暴露評価では、国際基準のEDI試算結果で更新しております。最も高値の幼小児で58.6%となっております。

2の短期暴露評価では、急性参照用量を超えていないことを確認しています。こちらは後ほど別紙5で御説明いたします。

それでは、10ページからの別紙に移ります。別紙1の適用の範囲及び使用方法については、前回審議時からの変更として、食用ぎくの適用を網掛けでお示ししています。

続いて、13ページからの別紙2は、国内作物残留試験の一覧です。今回新たに追加された作物残留試験として、食用ぎく及び茶の試験に網掛けをしております。

続いて、17ページ以降ですが、別紙3に基準値案を示しています。今回申請のあった食用ぎくについては、その他のきく科野菜として25 mg/kgを設定しています。

その他、基準値を見直した食品について、太枠の四角囲いで示しています。畜産物については、国際基準を参照しております。また、蜜源作物に農薬適用があることから、はちみつに基準値を設定しました。

次に、19ページからの別紙4ですが、先ほども触れた長期暴露評価の推定摂取量です。詳細を御確認ください。

21ページからは、別紙5-1及び5-2に短期暴露評価の推定摂取量を示しています。国民全体（1歳以上）及び幼小児において、いずれもARfDを超えておりません。

最後に、27ページ目から答申案をお示しします。

事務局からの説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○堤部会長　ありがとうございました。

本品目ですが、適用拡大並びに畜産物への基準値設定依頼ということで、本部会におきまして5回目の審議となりますので、前回審議時からの変更点を中心に審議を進めます。

事務局からの説明がありましたとおり、本部会での審議後に、食品健康影響評価の要請を行うものです。

それでは、順を追って審議を行いたいと思います。

まず、1ページ目の「1. 概要」ですが、変更なしということですので次に行きたいと思えます。

「2. 適用の範囲及び使用方法」になります。食用ぎくが追加されておりまして、先ほど説明のありました別紙1、10ページに食用ぎくが網掛けで追記されているかと思えます。

こちらにつきまして、委員の先生方、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の「3. 代謝試験」に移りたいと思えます。

(1) 植物代謝試験については変更なしということで、(2) 家畜代謝試験のほうで泌乳山羊が追加されておりまして、泌乳山羊と産卵鶏で実施されておりまして、一部の可食部で親化合物が認められたほか、10% TRR以上の代謝物が記載のとおり認められたとのことです。

こちらにつきまして、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、3ページ目の「4. 作物残留試験」のほうに移りたいと思えます。

分析対象については前回から変更なしですが、②分析法の概要につきまして、食用菊ごくと茶の分析法について追記されております。

(2)の作物残留試験の結果ですが、こちらは別紙2の13ページからになるかと思います。14ページ目に適用拡大になります食用ごくが追記されておまして、また、お茶について、16ページの最後に網掛けで追記されているかと思います。

こちらにつきまして、委員の先生方、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。ないようでしたら、次の「5. 畜産物における推定残留濃度」のほうに移りたいと思います。

こちらは新しく追加されたもので、分析法の概要のほか、乳牛を用いた家畜残量試験の結果が5ページの表1に示されているかと思います。畜産物における指定対象及び暴露対象が親化合物との代謝物の合計となりますので、表1ではそれらの合計濃度がおのの示されているかと思います。

また、これらのデータより、最大及び平均的飼料由来負荷の値を用いて推定した畜産物中の推定残留濃度が、6ページの表2になります。

こちらにつきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。ないようでしたら、次の「6. 許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の評価」ですが、変更ないということですので、次に行きたいと思います。

7ページ目の「7. 諸外国における状況」になります。

国際基準が2021年にばれいしょ及び畜産物等で更新されているとのことです。また、主要5か国におきましては、米国、カナダ、欧州におきまして、記載のとおり基準値が設定されているとのことです。

こちらについても、委員の先生方、何かございますか。よろしいでしょうか。なければ、次の「8. 残留規制」のほうに移りたいと思います。残留の規制対象につきましては、農作物については前回より変更はなく親化合物のみで、はちみつについても同様に親化合物のみとされているかと思います。

また、一方で、畜産物については、新たに親化合物に加えて、記載の代謝物が対象となっております。選定理由が記載されております。

「(2)基準値案」につきましては、別紙3、17から18ページに記載されておまして、今回適用拡大になった食用ごくについては、17ページ目のその他のきく科野菜、「申」の文字が入っていると思いますが、こちらに記載されております。

そのほか、国際基準の対応や作物残留データの見直し等によりまして、現行の基準値より変更になっているものがあるかと思います。

また、18ページの畜産物につきましては、全て国際基準に対応したということです。

こちらにつきまして、委員の先生方、御意見等ございましたらお願いいたします。

大山委員、よろしくお願いいたします。

○大山委員 基準値を今回新しくつけていただいたその他のきく科なのですが、太

枠線は必要ないでしょうか。

○堤部会長 太線が必要なような気がしますけれども、いかがでしょうか。

○事務局 おっしゃるとおりです。修正いたします。

○堤部会長 大山委員、修正させていただきます。

○大山委員 お願いします。

○堤部会長 そのほかの委員の先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の「9. 暴露評価」のほうに移りたいと思います。

こちらですが、暴露評価につきましては、農作物については前回から変更はなく、はちみつと同様に親化合物のみとなっております。

畜産物については新たに設定されておりまして、規制対象と同様に、親化合物に加え、記載の代謝物が対象となっております。また、選定理由が記載されています。

8ページに行きまして、「(2) 暴露評価結果」ですが、長期暴露評価結果では、表に示しましたように、ADIに対する割合は最大でも幼小児の58.6%となっております。

また、②短期暴露評価につきましても、いずれもARfDを下回っているとのことでした。

長期暴露評価の詳細につきましては別紙4、短期暴露評価は別紙5に詳細が示されているかと思います。

こちらについて、委員の先生方、何か御意見等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

そのほか、全体を通しまして御意見等ございましたらお願いいたします。

御意見がないようでしたら、大山委員に御確認いただきました修正をもって確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございます。確定させていただきます。

次に、農薬「ピリフルキナゾン」の審議に入りたいと思います。

事務局から資料の説明をよろしくをお願いいたします。

○事務局 資料4-1を御覧ください。

本剤については、ごぼう、ブルーベリーへの適用拡大に伴う基準値設定依頼について御審議いただくもので、令和4年以来、7回目の審議となります。

今回の基準値設定依頼に当たって、毒性や代謝に関する新たな知見の提出がなく、既存の食品健康影響評価の結果に影響はないと考えられることから、本部会での審議後に、食品安全委員会に対して食品健康影響評価の要請を行うこととしております。

部会報告書案につきましては、追加提出資料に基づき、前回からの変更点を取りまとめて作成しており、前回審議の部会報告書を添付資料1として本部会報告書案に添付しておりますので、適宜御参照願います。

1ページ目、本品目の概要については、前回部会から内容に変更はございません。

続いて、「2. 適用の範囲及び使用方法」については、追加がありますので別紙1で後ほど御説明いたします。

続いて、「3. 代謝試験」について、変更はございません。

続いて、「4. 作物残留試験」についてです。今回、国内にて新たに提出されたごぼう、ブルーベリー等の分析法を1から2ページに示しております。

「(2)作物残留試験結果」については、別紙2にて後ほど御説明します。

続いて、「5. 許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の評価」については、記載の変更はございません。

「6. 諸外国における状況」については、こちらも変更はございません。

「7. 残留規制」です。規制対象は前回と同様にピリフルキナゾンで、基準値案を別紙3にて後ほど御説明します。

「8. 暴露評価」です。こちらも暴露評価対象はピリフルキナゾン及び代謝物Bで変更はございません。3ページ目、「(2)暴露評価結果」を示します。①長期暴露評価では、EDI試算結果を更新しており、最も高値の幼小児で61.9%となっております。②短期暴露評価では、急性参照用量を超えていないことを確認しています。こちらは後ほど別紙5で御説明いたします。

それでは、4ページ目からの別紙に移ります。

別紙1の適用の範囲及び使用方法については、前回審議時からの変更として、ごぼう、ブルーベリーの適用を網掛けし、示しております。

続いて、別紙2は国内作物残留試験の一覧です。今回新たに追加された作物残留試験として、適用拡大申請のなされた作物に加え、ズッキーニ、ヤングコーン及び食用ペンタスの成績を網掛けで示しております。

続いて、別紙3に基準値案を示しており、変更または追加のあった値は太枠で囲んでおります。小豆類等の豆類については、だいたとえんどうまめの成績を参照した変更案としております。なす、きゅうり及び日本なし等については、プロポーショナルティの原則に基づいた処理濃度を考慮した換算値による変更案を、レモン及びオレンジについては、参照したかんきつ類の修正による変更案をそれぞれ示しております。また、蜜源作物に農薬適用があることから、はちみつに基準値を設定しました。

次に、別紙4は先ほども触れた長期暴露評価の推定摂取量です。詳細を御確認ください。

別紙5-1、5-2及び5-3に短期暴露評価の推定摂取量をお示しします。国民全体、幼小児及び妊婦等の女性において、いずれもARfDは超えておりません。

最後に答申案を示します。

事務局からの説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○堤部会長　ありがとうございました。

本品目ですが、適用拡大ということで、本部会におきまして7回目の審議となりますので、前回審議時からの変更点を中心に進めます。

事務局からの説明があったとおり、本部会での審議後に、食品健康影響評価の要請を行うものになります。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず、1つ目の概要については変更なしということですので、次に行きたいと思います。

「2. 適用の範囲及び使用方法」になります。別紙1、4から7ページになりますが、4ページのほうにごぼう、6ページの下のほうにブルーベリーが追記されており、網掛けされているかと思います。

こちらについて、委員の先生方、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の「3. 代謝試験」ですが、こちらでも変更なしということですので次に行きたいと思います。

「4. 作物残留試験」になります。こちらですが、分析対象物質については前回と同様ですが、②分析法の概要につきまして、追加のあったごぼうとブルーベリーなどの分析法が追記されております。

また、2ページ目の作物残留試験の結果では、こちらが適用拡大になったごぼうやブルーベリーのほか追記されたヤングコーンやズッキーニが別紙2の8から9ページにあります。こちらの作物残留試験について、網掛けで追記されているとのことですので。

こちらにつきまして、委員の先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の「5. 許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の評価」ですが、こちらでは変更なしということで、次の「6. 諸外国における状況」、こちらでも変更ないということですので、2ページ目の「7. 残留規制」に移りたいと思います。

残留の規制対象については、前回より変更はなく、農作物とはちみつについては親化合物のみとなっています。

基準値案につきましては、別紙3、11ページを見ていただきたいのですが、先ほど説明があったように、豆類ではだいずとえんどうまめを参照にして基準値案が変更になっているかと思います。また、なすやきゅうりなどでは、プロポーショナルティを考慮して、作物残留試験データより基準値案を設定しているとのことですので。そのほか、レモンとかオレンジについては、参照するかんきつ類の変更により、基準値案が変更になっているとのことですので。

こちらについて、委員の先生方、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次、2ページの「8. 暴露評価」に移りたいと思います。

暴露評価対象についても変更はなく、一部の作物で代謝物Bの残留が認められたことから、親化合物と代謝物Bとされております。

長期暴露評価につきましては、次の3ページ目の表にございますように、一番高いものが幼児でADIの61.9%となっております。

また、短期暴露評価については、いずれもARfDを下回っているとのことですので。

長期暴露評価の詳細につきましては、別紙4、13から14ページに示されておりまして、短期暴露評価が別紙5-1と5-2、15から19ページに詳細が示されております。

こちらにつきまして、委員の先生方、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

そのほか、全体を通しまして御意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見がないようでしたら、本案をもちまして確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堤部会長 ありがとうございます。それでは、確定させていただきます。

それでは、次が農薬「ボスカリド」の審議に入りたいと思います。

事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 資料5-1を御覧ください。

本品目は、農薬取締法に基づくだいこんの適用拡大申請に伴う基準値設定依頼がなされたことから御審議いただくものです。平成29年以来、6回目の審議となります。

まず、1ページを御覧ください。「1. 概要」にありますように、本品目の分類は農薬であり、用途は殺菌剤、CAS名については記載整備をしております。

次に、2ページを御覧ください。「2. 適用の範囲及び使用方法」については、別紙1にて後ほど説明させていただきます。

「3. 代謝試験」は、前回部会では記載がなく、今回追加しております。植物代謝試験で、いんげんにおいて代謝物Rが10%TRR以上認められております。家畜代謝試験では、代謝物B、BB、C、CC、DD及びTにおいて、10%TRR以上が認められております。次に、3ページに続きます。残留試験で、分析対象である代謝物Bの構造式を示しております。

次に、「4. 作物残留試験」です。「(1)分析の概要」について、①分析対象物質は、前回部会と変更はございません。②分析法の概要については、だいこんの分析法などについて追記いたしました。

次に、4ページに続きます。「(2)作物残留試験結果」については、だいこんなどの試験成績を追加しております。試験成績の概要については、別紙2にて後ほど確認いただきます。

次に、「5. 畜産物における推定残留濃度」です。①分析対象物質の代謝物Bは抱合体を含むとしています。②分析法の概要については、グルクロン酸抱合体について追記しております。また、代謝物Bの分析値における換算係数0.955を記載し、代謝物Bの定量限界を0.025から0.024に変更しております。

次に、5ページを御覧ください。「(2)家畜残留試験」、①乳牛を用いた残留試験です。表1は、乳牛の試料中の残留濃度です。ボスカリドと代謝物B（抱合体を含む。）の合計値を追記しております。

6ページに続きます。(3)は推定残留濃度です。牛における各畜産物中の推定残留濃度を示しています。

その下、「6. 許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）の評価」です。

7ページに続きます。(1)ADI、(2)ARfDも、前回の部会審議から変更はございません。

次に、「7. 諸外国における状況」です。これは前回部会と変わりありません。

その下、「8. 残留規制」です。(1)残留の規制対象については、ボスカリドとする案であり、前回と変更はございません。選定理由は記載のとおりです。8ページに続きます。(2)基準値案の別紙3については、後ほど説明いたします。

次に、「9. 暴露評価」です。「(1)暴露評価対象」については、前回審議時には記載がなく、今回新たに農産物にあつてはボスカリドとし、畜産物にあつては、ボスカリド及び代謝物B(抱合体を含む。)とするという案としております。選定理由は記載のとおりです。

続いて、「(2)暴露評価結果」、①長期暴露評価です。一番高い幼児で74.1%占有率です。②短期暴露評価では、急性参照用量を超えていないことを確認しております。こちらは後ほど別紙5-1と5-2で説明いたします。

それでは、別紙について説明いたします。

まず、10から13ページが別紙1-1で、国内の適用の範囲及び使用方法であります。拡大申請がありましただいこんについて、網掛けをしております。

次に、14ページからが海外の適用の範囲及び使用方法です。14ページが別紙1-2、これがEUの結果、次に、15ページの別紙1-3が米国における適用です。

次に、16から19ページの別紙2-1が、国内の作物残留試験成績の一覧です。だいこんを含め、今回新たに提出された作物残留試験結果について網掛けをしております。

20ページの別紙2-2がEU、21から22ページの別紙2-3が米国での作物残留試験成績の一覧です。

次、23ページからが別紙3、基準値案です。今回基準値が変わった食品について、太枠の四角囲いで示しております。拡大申請のあっただいこんのほか、国際基準を参照して、マンゴーに新たに基準値を設定しています。また、蜜源作物に農薬適用があることから、今回新たにはちみつには基準値を設定しております。

続きまして、かきとすもも(乾燥させたもの)について、記載に誤りがありましたので、修正についてお知らせします。

まず、24ページの下から2行目、今、黄色ハイライトがありますが、かきについて、基準値1としていましたが、国際基準を参照しまして、基準値を2と設定する予定であります。また、その横の作物残留試験成績の結果、0.15と0.43は削除する予定です。

次に、26ページのすもも(乾燥させたもの)について、基準値5としていましたが、JMPRは乾燥すももの加工係数を2.8としておりまして、これを用いて濃度を換算した値が1.786であり、すももの基準値を超えないですから、乾燥すももの基準設定が不要であることが判明しました。そこで、基準値案と基準値現行ともに斜線としまして、注釈に設定が不要である理由を記載する予定です。

次に、26ページの下の方の脚注について、大山委員から事前に連絡をいただいております、26ページの別紙3の脚注の9行目なのですが、2番のだいこんについてという文面ですが、この文面は「だいこんについて」ではなく、「だいこん類(ラディッシュを含む)の葉」と変更させていただきます。

次に、27ページをお願いします。

27から29ページの別紙4は長期暴露評価の詳細で、推定摂取量の結果を示しております。

30から31ページが別紙5-1で、32から33ページが別紙5-2で、短期暴露評価の推定摂取量の詳細を示しております。

最後に37から43ページが答申案です。

39ページを出していただきたいのですが、かきの基準値は1から2に変更予定です。

その次、41ページにすもも（乾燥させたもの）という記載があるのですが、それは削除する予定です。

事務局からの説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○堤部会長 ありがとうございました。

本品目ですが、適用拡大ということで、本部会におきまして6回目の審議となりますので、前回審議時からの変更点を中心に審議を進めます。

それでは、順を追って審議をお願いしたいと思います。

まず、1ページ目、「1. 概要」ですが、CAS名について記載整備されているとのこと。

こちらについては、委員の先生方、よろしいでしょうか。

それでは、2ページ目の「2. 適用の範囲及び使用方法」に移りたいと思います。

こちらですが、10ページからの別紙1-1に示されているとおり、国内ではだいこんが網掛けされていると思うのですが、こちらが追記されております。

また、海外における適用範囲と使用方法については、別紙1-2と1-3、14ページに記載をされております。

こちらについても、委員の先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の「3. 代謝試験」に移りたいと思います。こちらは前回記載がなく、今回追記されたものになります。

「(1)植物代謝試験」になりますが、こちらは親化合物のほか、いんげんで代謝物Rが10% TRR以上認められるとのこと。

「(2)家畜代謝試験」は、親化合物のほか、代謝物B、以下記載の代謝物が認められているとのこと。

こちらにつきまして、委員の先生方、何か御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、3ページ目の「4. 作物残留試験」に移りたいと思います。

「(1)分析の概要」は、分析対象については前回から変更なしとのこと。

②分析法の概要につきまして、追記のあっただいこん、とうがらしの分析法について記載が追記されております。

また、4ページ目の「(2)作物残留試験結果」では、国内の結果が別紙2-1、16ページに示されておりまして、適用拡大になっただいこん、すいか、メロンの作物残留試験が追記されておりまして、網掛けされております。

また、海外の作物残留試験データについては、別紙2-2と2-3、20から22ページまでに記

載されているかと思います。

こちらについて、委員の先生方、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次に4ページ目の「5. 畜産物における推定残留濃度」に移りたいと思います。

「(1)分析の概要」につきましては、代謝物Bにつきましては、抱合体を含むとのことで記載整備が行われております。

また、5ページに行きまして、「(2)家畜残留試験」については、①乳牛の残留濃度が表1に示されておりまして、こちらは前回と同じデータですが、暴露対象となる親化合物と代謝物Bの項を設けて表を記載整備しているとのことです。

6ページに行きまして、②産卵鶏を用いた代謝試験につきましては、前回と同様と思われます。

先ほどの表1のデータに基づきまして、畜産物中の推定残留濃度を算出したのが(3)の表2、下のほうになります。

こちらについて、委員の先生方、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の「6. 許容一日摂取量 (ADI) 及び急性参照用量 (ARfD) の評価」ですが、こちらは変更ないということですので、次に行きたいと思います。

7ページ目ですが、「7. 諸外国における状況」、こちらにも変更ないということですので、次の「8. 残留規制」のほうに移りたいと思います。

「(1)残留の規制対象」につきましては、変更はなく、親化合物のみとなっており、記載整備が行われております。

また、ページをめくりまして「(2)基準値案」が、別紙3の23ページから記載されておりまして、先ほど説明もあったように、変更になったものが太枠で示されているかと思います。適用のあっただいこんのほか、すいかなど、新たに作物残留試験データが提出されたもの、国際基準を参照したということで、キウイとマンゴーなどにつきましては、基準値等が変更になっているかと思います。

そのほか、先ほど追加で補足がありましたが、かきについては国際基準があったためこれを採用することと、もう一つは、26ページの一番最後になりますが、すもも（乾燥させたもの）というものが加工食品に入っていたかと思うのですが、こちらについては加工係数を考慮すると原材料のすももの基準値案より低くなったということで、基準値は設定しないということになったかと思います。

こちらにつきまして、委員の先生方、御意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、次の8ページの「9. 暴露評価」に移りたいと思います。

暴露評価対象につきましては、今回新たに設定されておりまして、農作物については親化合物、畜産物については親化合物と代謝物B（抱合体を含む。）となっております。選定理由につきまして記載がされております。

(2)暴露評価になりますが、①長期暴露評価につきましては、8ページの表に示されてい

ますように、ADIに対する占有率は最も高かったもので幼小児の74.1%となっております。

また、下のほう、②短期暴露評価についても、ARfDを下回っているとのこと。

長期暴露評価の詳細については、別紙4、27から29ページになります。

短期暴露評価につきましては、別紙5-1と5-2です。30から33ページに詳細が記載されております。

こちらについて、委員の先生方、御意見等ございますか。

それから、基準値が今、補足があったのですけれども、暴露量は変わらないということですね。ADIのほうの占有率は変わらないと。

○事務局 それは変わりません。

○堤部会長 委員の先生方、ほかに何かございますか。

ないようでしたら、全体を通して御意見等ございましたらよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

御意見がないようでしたら、本案をもちまして確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○堤部会長 ありがとうございます。それでは、確定させていただきます。

本日の審議事項はこれで全て議論いただきました。審議結果の食品衛生基準審議会での取扱いについて、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 事前に送付しております「部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱い案」を御覧ください。

令和6年4月10日に了承されました「食品衛生基準審議会における確認事項」において、本部会及び食品衛生基準審議会における審議、報告等の取扱いが規定されており、本日の部会で御審議いただいた農薬及び動物用医薬品1品目、農薬4品目について、いずれの区分にて取扱うかの原案を御用意させていただきました。

部会で議決された事項の食品衛生基準審議会における取扱いについて、議題1の部会審議事項である、イミダクロプリド、クロロタロニル、トルフェンピラド、ピリフルキナゾン、ボスカリドについては、今後、食品安全委員会への意見聴取を行うものも含め、「食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度」に該当するものとして、区分4（報告）としております。

なお、今後、食品安全委員会へ意見聴取予定である、クロロタロニル、トルフェンピラド、ピリフルキナゾンについて、食品健康影響評価の結果に変更が生じるようであれば、再度部会での御審議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○堤部会長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明のあった食品衛生基準審議会での取扱い原案につきまして、御質問、御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

特になければ、本部会としてそちらの取扱い案で審議会長の承認を得たいと思います。
よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、事務局から今後の手続について説明をお願いいたします。

○事務局 本日御審議いただきました農薬及び動物用医薬品1品目、農薬4品目につきましては、修正の必要なしとされた品目、ピリフルキナゾン、ボスカリドについては、本案をもって確定させていただきます。

また、修正の必要ありとされた品目、イミダクロプリド、クロロタロニル、トルフェンピラドについては、御確認いただいた修正版をもって確定させていただきます。

今後の手続につきましては、食品安全委員会への意見聴取、パブリックコメント・WTO通報、厚生労働省協議等、必要な手続を進める予定でございます。

○堤部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御意見、御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

事務局からほかに何かございますか。

○事務局 次回の開催日程等につきましては、改めて御連絡させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○堤部会長 ありがとうございます。

本日の議題はこれで全て終了いたしましたので、以上をもちまして本日の部会を終了いたします。

お忙しい中、委員の先生方、また、関係者の皆様、御出席いただきありがとうございました。お疲れさまでした。